

就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

受け入れの流れと手続き

1 「受入条件票」の作成・提出

職場実習・体験の内容や受け入れ条件を様式に記入いただきます。

4 職場実習・体験の実施

必要に応じて、労働局やハローワークの担当者がサポートします。

2 希望者情報の受け取り

貴社での職場実習・体験を希望する方の情報をハローワークからお送りします。

5 「実施結果報告書」の作成・提出

職場実習・体験終了後、実施結果報告書を作成・提出いただきます。

3 実施計画書の作成・提出

受け入れを承諾いただける場合、実施計画書を作成・提出いただきます。

6 謝金の受け取り

受け入れ人数1人当たり最大2万円の謝金を労働局よりお支払いします。

お問い合わせ・連絡先

* 詳細は、岐阜労働局もしくは、最寄りのハローワーク（裏面参照）までご連絡ください。

岐阜労働局 職業安定部 訓練室 TEL 058(245)1266

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

就職氷河期世代職場実習・体験にかかる留意事項 【事業概要】

1 実習等の内容・目的等

就職氷河期世代職場実習・体験（以下「職場実習等」といいます。）の内容は、受入事業所の職員が実際に従事している業務の一部又は全体を体験・見学できるものとしてください。

就職氷河期世代の方々が業種に対する理解を深めることができることを目的としています。

ただし、危険が伴わない内容となるようご注意ください。

※ **職場実習等の受け入れ後に対象者を雇用する義務はございません。**

※ **特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給対象となり得ます。受給要件について必ずご確認ください。**

2 職場実習等対象者

ハローワークを利用する就職氷河期世代（概ね35歳～55歳未満）のうち、正社員での就職を希望しているものの非正規雇用などの不安定な就労状態にある方や、企業での就業経験等が不足している方、離職から期間が経過している方等であり、労働局又はハローワークが職場実習等を実施することが適当と認められた方

3 受入事業所

以下の①～③を満たしている事業所

① 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること。

② 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生やその他の作業条件が整備されていること。

③ 職場実習等を行う事業所の従業員の中から、対象者が実習等の際に従事する業務に精通している職場実習等の担当者を選任し、対象者の作業指導を行うことが可能であること。

4 実施日数・時間

実施日数：3日～2週間程度

実施時間：1日あたり、3時間以上（事業所の所定労働時間を超えない範囲内）

5 謝金

受入れをした対象者1人当たりにつき、**最大で2万円**（1日当たり2,000円）を労働局からお支払いします。

※実施日数が10日以下の場合、「2万円×実施日数÷10日」で計算します。

6 損害賠償等

対象者は、労働局を通じて職場実習等実施期間中及び通所途上に本人が事故等により怪我をした場合等に備えて、損害保険に加入します。なお、労働局又はハローワークは、職場実習等に関して発生した損害に対し、一切の責任を負わないものといたします。

～お願い～

職場実習等実施期間中に対象者が受入事業所に損害を与えた等、第三者に身体的障害や財物損害を発生させたことについて負った法的損害賠償責任については、労働局で加入する損害保険の「補償適用対象外」となります。

そのため、受入事業所における損害保険（火災保険、施設賠償任意保険等）のご活用をお願いいたします。

7 職場実習等に係る経費について

職場実習等に係る消耗品や材料などの諸経費は、職場実習等受入事業所の負担となります。

岐阜県内のハローワーク所在地一覧

ハローワーク	住所	電話番号	管轄地区
岐阜	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎	(就職氷河期世代支援窓口) 058-247-2712	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡
大垣	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8	0584-73-8609	大垣市 海津市 不破郡 養老郡 安八郡
揖斐	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	0585-22-0149	揖斐郡
多治見	〒507-0037 多治見市首羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎	0572-22-3381	多治見市 瑞浪市 土岐市 可児市 可児郡
高山	〒506-0053 高山市昭和町2-220	0577-32-1144	高山市 飛騨市 大野郡 下呂市（金山町を除く）
恵那	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎	0573-26-1341	恵那市
関	〒501-3803 関市西本郷通4-6-10	0575-22-3223	関市 美濃市
岐阜八幡	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎	0575-65-3108	郡上市
美濃加茂	〒505-0043 美濃加茂市深田町1-206-9	0574-25-2178	美濃加茂市 下呂市金山町 加茂郡
中津川	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	0573-66-1337	中津川市
岐阜労働局職業安定部訓練室 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階 TEL：058-245-1266			

就職氷河期世代を対象とした支援事業に、ご協力をお願いします！